

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（INPUT編）「法改正による差替えテキスト民法Ⅱ②」の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【法改正による差替えテキスト民法Ⅱ②】

頁数	場所	誤	正
4	(1)② の上に追加	所有者不明建物管理命令がされた場合 ⇒裁判所書記官が、職権で 所有者不明建物管理命令の登記 を嘱託しなければならない（非訟90第16項・6項）	
7	(1)の 上に追加	管理不全土地・建物管理命令についての 登記制度は存在しない。	